

国別障害関連情報
エチオピア連邦民主共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
エチオピア連邦民主共和国

目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標	2
2. 障害関連政策	7
2-1. 障害関連行政制度	7
2-2. 障害関連法律の詳細	14
2-3. CRPD 批准による対応状況	18
2-4. 障害関連施策の状況	19
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション／インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況	28
2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況	28
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	29
3. 障害関連団体の活動概況	31
3-1. 障害当事者団体の活動概要	31
3-2. 障害者支援団体の活動概要	32
4. 参考資料	34

図表目次

図 1 機能障害別の障害者割合 (2007)	4
図 2 障害の原因 (2019)	4
図 3 障害者の年齢別割合 (2007)	5
図 4 障害の性別割合 (2007)	5
図 5 居住地域別の障害者割合 (2007)	6
図 6 障害に関する政府行政組織	7
表 1 エチオピアの障害担当機関	8
表 2 エチオピアの地方障害担当機関	13

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
GTP	Growth and Transformation Plan	成長と構造改革計画
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
ESDP	Education Sector Development Programme	教育セクター開発プログラム
ESSA	Education Statistics Annual Abstract	教育統計年次摘要
ICT	Information Communication Technology	情報通信技術
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MOLSA	Ministry of Labor and Social Affairs	労働社会問題省
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NIMCC	National Implementing and Monitoring Coordinating Committees	国家実施モニタリング調整委員会
NPA	Ethiopian ten-year National Plan of Action of Persons of Disabilities	国家障害者行動 10 年計画
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
VNR	Voluntary National Review on SDGs	自発的国家レビュー

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	857.50 米ドル	2019 年
-----------	------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	3.50 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	4.7 %	2015 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.02 %	2017 年

人口

総人口	112,078,730 人	2019 年
男性人口比率	50.0 %	
女性人口比率	50.0 %	
都市人口比率	21 %	
農村人口比率	79 %	
出生時平均余命（全体）	66 歳	2018 年
男性	64 歳	
女性	68 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	20 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人あたり）	28 人	2019 年

教育

教育制度 ²		
初等教育年数	8 年	2020 年
義務教育年数	8 年	2019 年
成人識字率（全体）	52 %	2017 年
男性	59 %	
女性	44 %	

¹ 世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator> (参照 2020-12-08)) に基づく。

² エチオピアの教育制度は、小学校（8 年間：前期・後期に分かれる）、中学校（2 年間）、高校（2 年間）、大学（4 年間）。6 歳から就学する。

就学率		
初等教育（総就学率）		2015 年
全体	101 %	
男子	106 %	
女子	96 %	
中等教育（総就学率）		2015 年
全体	35 %	
男子	36 %	
女子	34 %	
高等教育（総就学率）		2014 年
全体	8 %	
男子	11 %	
女子	5 %	

雇用

失業率（全体）	2.1 %	2020 年
男性	1.5 %	
女性	2.8 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

エチオピアにおける障害の概念の定義は、「障害者国家行動計画 2012-2021」(the National Plan of Action of Persons with Disabilities 2012-2021) に見ることができる。同行動計画の文頭に、障害者権利条約に準拠した障害の一般的な定義が記載されており、「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的または感覚的な障害があり、さまざまな障害との相互作用により、他の人と対等な立場で社会に完全かつ効果的に参加することを妨げる可能性がある者を含む」（障害者権利条約第 1 条）と述べられている。

エチオピアでは、1971年に初めて障害者が正式に定義された。皇帝ハイレ・セラシエI世統治下の、障害者のためのリハビリテーション機関の設立を規定する1971年法令第70号（Order No. 70/1971）では、障害者を「身体的・精神保健上の制約により生計を立てることができず、かつ、支援者をもたない者。年齢的制約（若年者または老年者）のために生計を立てることができない者も含まれる。」と定義している。

暫定政権下の 1994 年に障害者は再定義されており、障害者の雇用権に関する布告（Proclamation No. 101/1994）では、障害者とは「自然または人為的な原因によって、目が見えない、耳が聞こえない、話すことができない、あるいは負傷や知的障害がある者を指す。ただし、アルコール中毒者、麻薬中毒者、社会的に逸脱した行為による精神的な問題のある者は含まれない。」と定義している。

さらに、2008年の障害者雇用の権利に関する布告（Proclamation No. 568/2008）の第2条1項では、障害者とは、「社会的、経済的、文化的差別に関連して、身体的、精神的、感覚的な障害の結果、平等な雇用機会が減少している個人である。」と定義されている。

1971年から2008年までの定義では、いずれも「障害」でなく「障害者」を定義しているのが特徴である。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

エチオピアでは1984年から10年ごとに国勢調査を実施することとされており、以後1994年、2007年に実施されてきた³。

国勢調査には、障害に関する統計情報が含まれており、2007年調査では、機能障害別と障害原因について、地域別、年齢別、ジェンダー別に結果が整理されている⁴。しかしながら、障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットや世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」）の発表した基準は使用されていない。

1994年の調査では、対象世帯の2割に対してのみ障害情報を収集していたが、2007年の調査では、全世帯を対象に障害情報が収集された。また、1994年の調査では機能障害と分類していた、てんかん、精神障害（知的障害を除く）は除外された。

本国勢調査の結果に関しては、研究者や障害の専門家より、障害の定義が不適切であること、用語が混乱や誤解を招くこと、特定の障害のある人々が調査対象から外れていること、障害のある子どもや家族がいることを公表したがること、安全保障上の理由から調査対象から除外されている地域があることなどにより、正確さや信頼性に欠けるとの指摘がある⁵。

国勢調査以外の障害者に関する統計としては、教育省が発行する「教育統計年次摘要（Education Statistics Annual Abstract。以下、「ESSA」）」がある。ESSAで扱われている特別支援教育の事項は、（1）特別な教育ニーズのある子どもの就学、（2）特別な教育ニーズ／インクルーシブ教育の研修を受けた教師の数、（3）特別な教育ニーズのある子どもの教育・社会的ニーズに対処するための学校の制度的な能力、である。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体）	805,492 人	全人口の 1.0 %	2007 年
男性	429,004 人	男性人口の 1.1 %	
女性	376,488 人	女性人口の 0.9 %	

³ 2017年に予定されていた第4回国勢調査の実施は数次にわたり延期されてきたが、連邦政府は2019年3月18日に安全保障上の理由により、無期限の延期を決定している。

⁴ 片目または片耳が失明または欠損していても、他の健常者が行うことができる活動を行うことができれば、障害者と分類されない、との注記あり。

⁵ Ministry of Labor and Social Affairs (2012) *National Plan of Action of Persons with Disabilities*

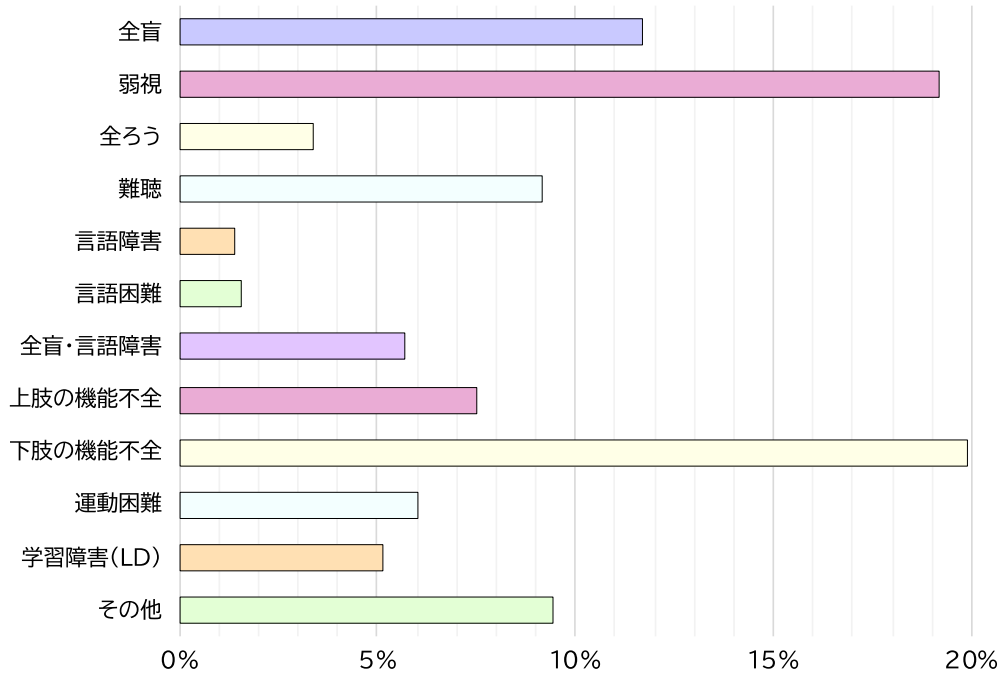


図 1 機能障害別の障害者割合 (2007)

出所：Central Statistical Authority (2010) *Population and Housing Census 2007 Report* を基に調査チームが作成

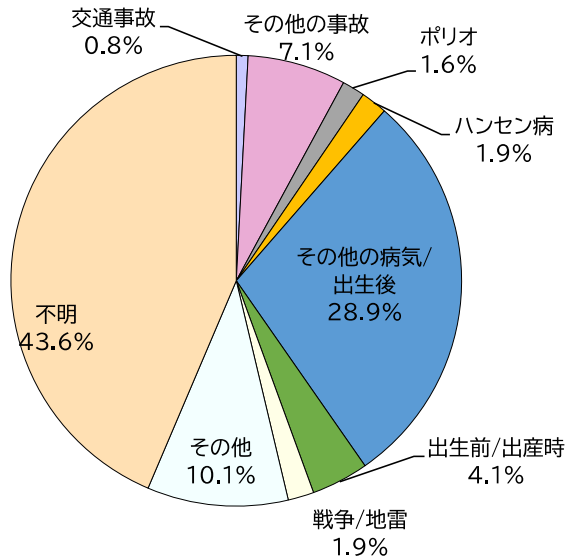


図 2 障害の原因 (2019)

出所：Central Statistical Authority (2010) *Population and Housing Census 2007 Report* を基に調査チームが作成

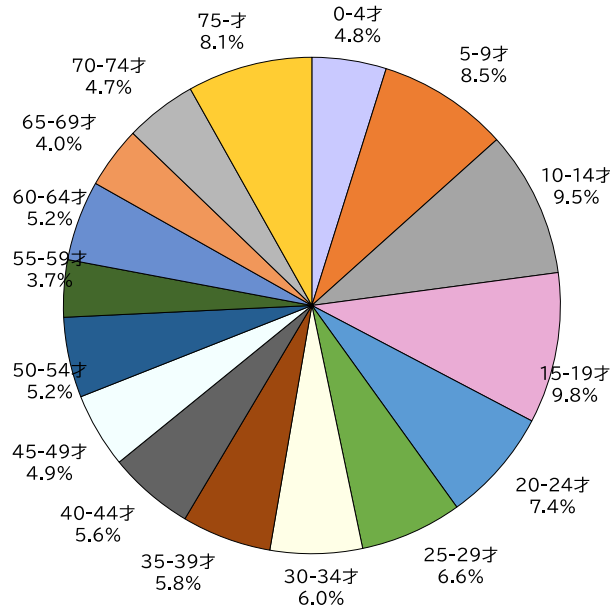


図3 障害者の年齢別割合 (2007)

出所：Central Statistical Authority (2010) *Population and Housing Census 2007 Report* を基に調査チームが作成

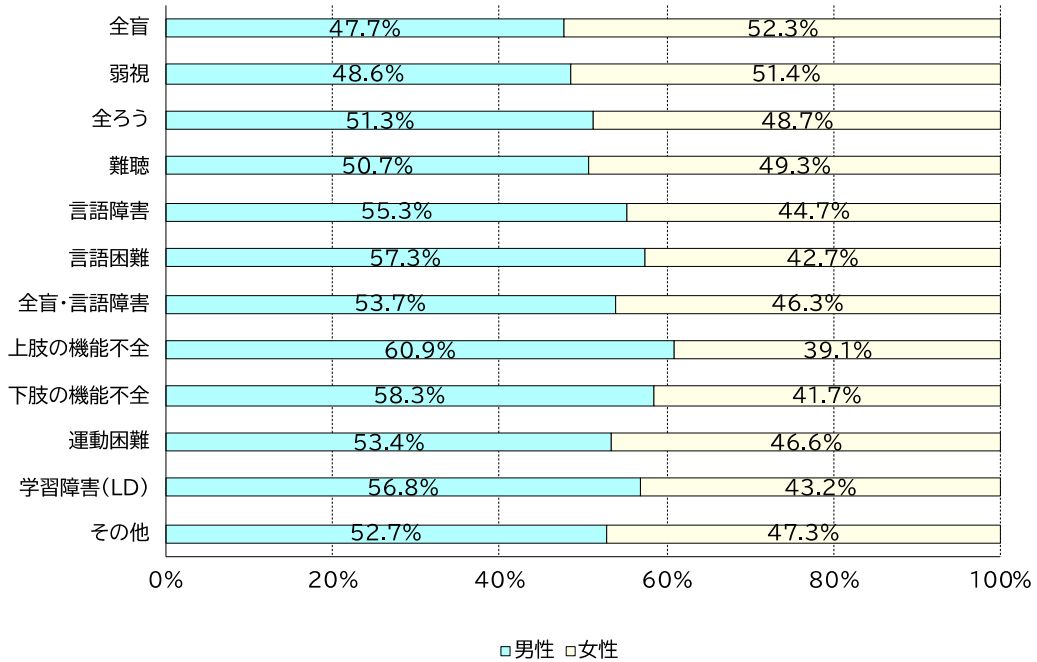


図4 障害の性別割合 (2007)

出所：Central Statistical Authority (2010) *Population and Housing Census 2007 Report* を基に調査チームが作成

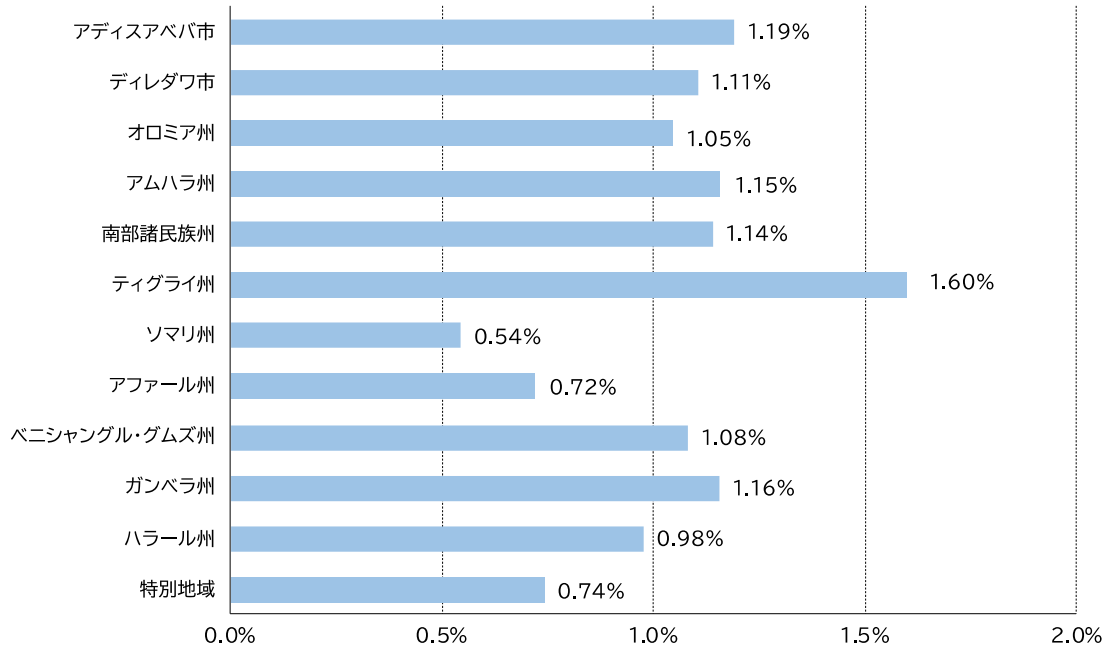


図 5 居住地別の障害者割合 (2007)

出所：Central Statistical Authority (2010) *Population and Housing Census 2007 Report* を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

2012年に策定された国家障害者行動10年計画（Ethiopian ten-year National Plan of Action of Persons of Disabilities。以下、「NPA」）の実施にあたって、労働社会問題大臣令に基づく国家実施モニタリング調整委員会（National Implementing and Monitoring Coordinating Committees。以下、「NIMCC」）が設置された。同委員会の議長は労働社会問題省（Ministry for Labor and Social Affairs。以下、「MOLSA」）大臣が務め、連邦政府の主要省庁と州政府関係局、障害分野で活動するNGO、障害者団体、宗教機関などの代表者で構成される。

NIMCCのメンバーは、それぞれの組織が計画しているNPAのアウトプットと活動が、組織の年間活動計画と予算に含まれていることを確認する責任を負う。MOLSAはNIMCCの事務局を担う。NIMCCは定期的に会合を開き、NPAの実施に必要な計画と予算の見直しと調整を行う。NIMCCは、州調整委員会からの報告書を受け取り、NPAの実施状況、及び障害のある個人に影響を与える障害政策課題に関する定期的な報告書を作成する。

【中央政府行政】

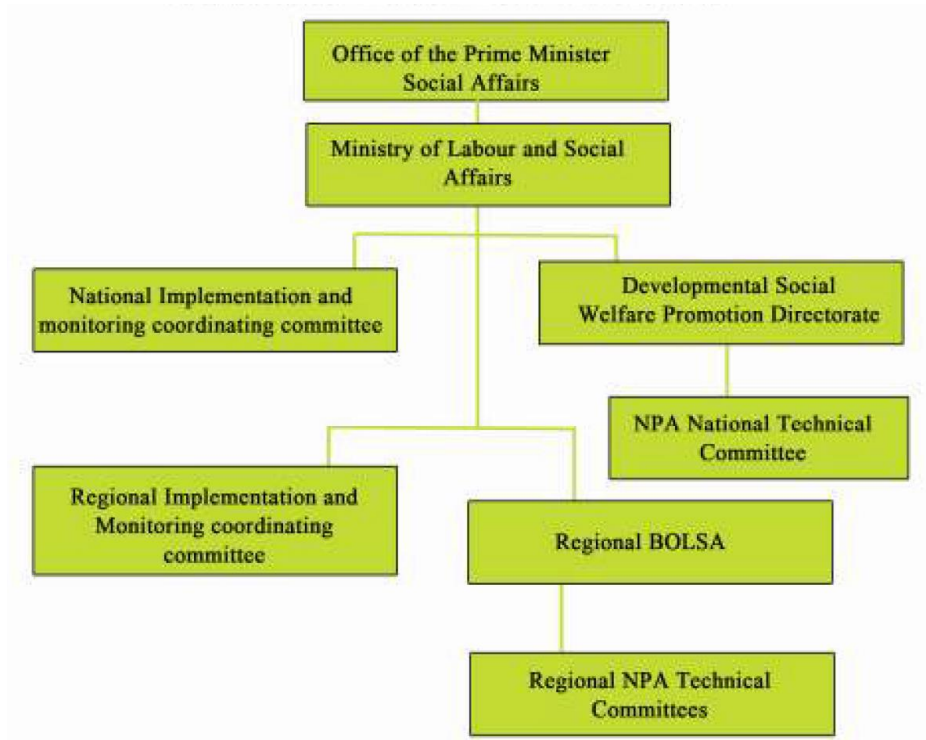


図6 障害に関する政府行政組織

出所：MOLSA (2012) *National Plan of Action of Persons with Disabilities*

障害関連担当機関

表 1 エチオピアの障害担当機関

No.	機関名	概要
1	MOLSA *国連障害者権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」) 実施 に関連する事項の政府 を代表する調整機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ NIMCC を代表し、政策・立法上の問題、及びサービスの提供を改善し、障害者の包摂を確保する方法について、首相、閣僚理事会、国会、及び特定の省庁に提言 ・ 障害者への社会的保護と社会福祉の提供を保障し、国家プログラムの開発を指導し、NPA の実施のための国家政策、ガイドライン、メカニズムを開発 ・ NPA の全体的な実施を調整し、資源配分し、関係実施機関への情報、指導、技術的・物質的支援を提供 ・ NIMCC の事務局を担い、議長を務め、業務を指揮 ・ 国家・州調整委員会による NPA 実施のモニタリングのための資金の確保と支援 ・ 州労働・社会問題局職員への政策ガイダンスと研修の提供 <p>州における優良実践事例の収集</p>
2	保健省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の早期発見、介入、地域に根ざしたリハビリテーション(Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」)、専門的な医療リハビリテーション、理学療法等、障害者への医療提供を改善するための NPA 活動を開発・実施 ・ 保健セクター開発プログラムに障害者向けサービスを包摂 ・ NPA 活動の実施のための州保健局への指導・支援 ・ MOLSA と連携し、矯正サービス・装置の全国的な提供のための戦略を策定・実施 ・ アディスアベバ大学医学部及び MOE と連携し、国公立・私立大学、カレッジ等の医学生の研修プログラム・カリキュラムに障害に関するモジュールが包摂されるよう州保健局を支援 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>

3	教育省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育プログラム戦略に基づき、教員養成機関、州教育局、TVET 機関と連携して、NPA の特別支援教育及びインクルーシブ教育活動を立案・実施 ・ 教員養成機関へのカリキュラム開発の指導 ・ 教育セクター開発プログラムにおいて、障害のある子どもへの教育機会を保障 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>
4	文化観光省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の文化・スポーツ・レクリエーション等への参加を促進するため、MOT と連携して障害課題や障害者に関する啓発事業を実施 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>
5	工業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦中小企業開発庁（FeMSEDA）及び州中小企業開発庁（ReMSEDA）が主催する職業技能訓練及び収入創出活動への障害者の包摂 ・ 零細・小規模事業に従事する障害者への事業開発サービスの提供の促進 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>
6	運輸省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市部の障害者がアクセス可能な交通手段（道路、市バスやタクシーなどの交通手段）を提供するための調査と計画の立案・実施 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>
7	科学技術省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の移動、コミュニケーション、社会参加を強化するニーズの検討と技術開発 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>

8	スポーツ委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーションや地域スポーツ活動を含む組織的な青少年活動への障害者の参加を促進するためのプログラムの実施 ・ エチオピアスポーツ連盟と国内パラリンピック委員会を支援し、障害のある選手のための国・州のスポーツ競技会を開催 ・ 障害のあるアスリートの団体に技術的・物質的な支援を提供 ・ 国際スポーツ大会への障害者アスリートの参加の促進 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>
9	農業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある農業従事者への農業改良普及サービス提供 ・ 視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者の研修や支援プログラムへの参加の促進 ・ 農業生産活動への障害者の包摂 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>
10	都市整備建設省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の公共建築へのアクセスを保障するため、建築に関する布告及び国際基準に基づき、アクセシブルな設計に関する技術的ガイダンスを提供し、新たな公共事業の実施や既存の公共建築物の改修について関係省庁と連携 ・ 建築家や請負業者にアクセシブルな設計や建築基準に関する技術的なガイダンスを提供 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>
11	財務経済開発省	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPA 実施に十分な予算を連邦省庁に割当 ・ MOLSA と連携し、割り当てられた NPA 予算の用途に関するガイダンスを発出 <p>エチオピアの国家開発計画に NPA の活動と予算を計上</p>

12	女性子ども青年省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある女性・子ども・若者の、すべての省庁のすべてのプログラムやサービスへの包摂を推進 ・ 女性の識字率向上、エンパワメント、生計向上の取り組みにおける、女性と障害に対する差別の撤廃 ・ 障害のある女性の主流女性団体への参加の奨励 ・ 幼児期における障害の予防と、開発プログラムへの障害のある若者の参加の促進 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>
13	法務長官府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別的な条項を特定するためにすべての法規則を精査し、それらをすべて撤廃 ・ 機会の平等と障害者の権利の尊重を保障する新しい法律や必要とされる規則を提案 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>
14	連邦公務員省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦公務員への障害者の採用・雇用・昇進の促進 ・ 法律に定められたとおりに対策が講じられているかを確認するためのアセスメントの実施 ・ 州公務員機関への障害者雇用に関する指導の実施 ・ すべての連邦省庁における NPA 実施能力を精査し、特定された課題とニーズに対処するための能力強化プログラムを開発 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>

15	政府広報局	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOLSA やその他関連機関と連携し、障害者問題への国民の意識を高めるとともにその権利を擁護 ・ さまざまな障害のある人の情報通信システムへのアクセシビリティを保障し、代替的で利用しやすい形式で情報を発信 ・ 障害者団体 (Disabled People' s Organization: DPO) や NGO による障害への国民の意識啓発を目的としたラジオやテレビ利用の促進 ・ 新テクノロジーを活用した点字やその他の技術革新の奨励 <p>NPA 実施に関する年次進捗報告書の NIMCC への提出</p>
16	連邦・州警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子ども・青少年・成人の安全と権利の擁護 <p>警察官への障害に関する研修の提供</p>
17	エチオピア人権委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 批准したすべての人権条約の実施を監督。エチオピア・オンブズマン機関と協力してこの機能を担当 <p>議会に対して説明責任を負う独立機関。国家人権機関の地位と機能に関するパリ原則を満たす権限、構造、機能⁶</p>
18	エチオピア・オンブズマン機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権条約の実施におけるエチオピア人権委員会と同様の監督・監視権限 <p>障害者個人・団体から報告された差別や不正な行政への苦情を調査し、障害のある市民の権利を促進・擁護</p>

出所：MOLSA (2012) *National Plan of Action of Persons with Disabilities* を基に調査チームが作成

⁶ CRPD の総括所見では、エチオピア人権委員会はパリ原則を遵守していないと指摘されている。

国内調整委員会設置状況

委員会名称	国家実施モニタリング調整委員会（NIMCC）
委員会メンバー	連邦政府主要省庁と州政府関係局、障害分野で活動する NGO、障害者団体、宗教機関などの代表者で構成される ⁷ 。
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に会合を開き、NPA の実施に必要な計画と予算の見直しと調整 ・ 州調整委員会からの報告書を受け取り、NPA の実施状況、及び障害のある個人に影響を与える障害政策課題に関する定期的な報告書を作成 ・ 委員会の職務分掌及び権限は、CRPD の効果的な実施及び監視に有用となる限り、必要に応じて改正可能

【地方政府行政】

障害関連担当機関

表 2 エチオピアの地方障害担当機関

No.	機関名	概要
1	州実施モニタリング調整委員会 ⁸	州調整委員会は、州執行機関と州政府関連部局、障害分野で活動する NGO、障害者団体、宗教団体の代表者で構成され、州レベルでの NPA 実施に必要とされる行動の計画と調整に責任を負う。各州の労働・社会問題局が事務局を担当
2	州政府の障害者関連部局	州政府の障害者関連部局は、所管する NPA 活動の実施の調整、州内の障害者団体の支援、政策指導の提供、州及びワレダ（郡）レベルでの NPA 活動を支援するための地域資源の動員と配分、障害者データと情報の収集、優良実践事例の収集を行う。 加えて、NIMCC の定例・臨時会合への出席、州調整委員会のため適切な年次予算を確保
3	地方の障害者関連部局	NPA 実施が開発アジェンダの一部であることを認識し、障害者の特定、地域資源の動員、政策の策定と実施、社会サービスの提供の促進、地域レベルでの NPA 活動の実施を行う。 また、生産的セーフティネット（Productive Safety Net）やその他のプログラムへの障害者とその家族の参加の保障、障害のある個人・グループによる収入創出活動の促進、地元障害者団体への物的支援の提供と NPA 活動の実施への巻き込みも実施

出所：MOLSA (2012) *National Plan of Action of Persons with Disabilities* を基に調査チームが作成

⁷ CRPD の総括所見では、CRPD 実施のモニタリングに障害当事者団体が参加するためのメカニズムの欠如が指摘されている。

⁸ CRPD の政府報告によれば、南部諸民族州では、州内の CRPD の実施に関するタスクフォースを設置している。同タスクフォースは、14 の州政府機関と六つの障害者団体で構成されている。

2-2. 障害関連法律の詳細

現在のエチオピア憲法は 1995 年 8 月 21 日から実施されている。1995 年憲法には、障害者の権利に関する明確な条文はないが、41 条 5 項において「国は、身体障害者及び精神障害者へのリハビリテーションや支援のため、可能な限り資源を配分しなければならない」とされている。エチオピアにおける主な障害関連の法律は次のとおり。

法律名	連邦民主共和国の執行機関の権限と義務の定義に関する布告 (Definition of Powers and Duties of the Executive Organs of the Federal Democratic Republic of Ethiopia Proclamation No. 691/2010 & No.916/2015)
施行年	2010 年 (2015 年に改定)
概要	法律や政策の実行に責任を持つすべての省庁・機関・委員会及びその他機関が、それぞれの権限領域で障害の問題に取り組むべきであることを規定。障害の主流化に関する重要な政策規定という位置づけである。

法律名	障害者の雇用権に関する布告 (Right to Employment of Persons with Disability Proclamation No.568/2008) ⁹
施行年	2008 年
概要	1994 年布告が障害者の能力に見合った就労という考え方に否定的で、合理的配慮の保証と適切な保護の提供ができなかったことを踏まえての改正。合理的配慮と均衡を失したまたは過度な負担という考え方が初めて導入された。 布告の内容は (1) 障害者の雇用権の保護、(2) 差別の禁止、(3) 使用者の責任、(4) 証明責任、(5) 障害者の責任の 5 点

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	広告宣伝に関する布告 (Advertisement Proclamation No. 759 /2012)
施行年	2012 年
概要	第 7 条第 4 項において、身体障害者の尊厳や心情を損なうような広告は、違法または不道德な内容・表示とみなされるとしている。

⁹ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/SERIAL/85197/95285/F869522691/ETH85197%202.pdf> (参照 2021-02-03)

法律名	社会保障制度に関する布告 (Social Security Schemes Proclamation No. 714 & 715/2011)
施行年	2011 年
概要	第 40 条第 4 項 b において、両親が死亡した場合の遺族給付は通常 18 歳未満までだが、障害のある若者については 21 歳まで延長すると規定している。

法律名	建築に関する布告 (Ethiopian Building Proclamation No. 624/2009)
施行年	2009 年
概要	36 条において、身体障害者のための設計と建築について、以下のよう に具体的に取り上げている。 ・ 公共の建物には、車いすを使用しなければならない者、歩くことはできるが段差を越えることができない者を含め、身体障害者が使用するのに適したアクセス手段を設けなければならない (36 条 1 項) ・ 建物内にトイレ施設が必要な場合は、身体障害者が使用するのに適した適切な数のトイレ施設を設け、身体障害者が利用できるようにしなければならない (36 条 2 項)

法律名	慈善団体及び市民団体に関する布告 (Charities and Societies Proclamation No.621/2009)
施行年	2009 年
概要	同改正により、管理費の割合が厳格に定められたが、被雇用者が障害者である場合には、その給与は管理費ではなく事業費として認められることとなった。手話通訳者や視覚障害者・盲ろう者の介助者などの給与にも同様。こうした措置により、障害者及びその介助者の配置を奨励し、慈善団体や市民団体における障害者の雇用を促進する。

法律名	連邦公務員に関する布告 (Federal Civil Servants Proclamation No.515/2007) ¹⁰
施行年	2007 年
概要	13 条において、要件を満たす障害者候補者の採用、昇進及び配置について、特別な優遇を与えることが規定され、障害者に有利な積極的是正措置が導入された。同条 1 項には「求職者や公務員が欠員を埋める際に、その民族的出自、性別、宗教、政治的見解、障害、HIV/エイズまたはその他の理由で差別をしてはならない」ともある。

¹⁰ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/85152/95169/F208555744/ETH85152.pdf> (参照 2021-02-03)

法律名	改正選挙法 (Amended Electoral Law of Ethiopia Proclamation No. 532/2007)
施行年	2007 年
概要	法改正により、障害者の特定のニーズに対応する規定が盛り込まれた。 36 条 6 項には、「選挙権を有する障害者及び視覚障害者は、同伴者がいれば本人が選挙人登録できる」とある。

その他にも障害者に関連する規則として以下が定められている。

2011 年 建築規則 (物理的・情報アクセシビリティ、建物内部の設備についての具体的な基準の設定)

1995 年 付加価値税規則 (障害者が従業員の 6 割以上の企業への減税特権)

障害者政策

エチオピアにおける最も包括的な障害者政策としては、NPA が挙げられる。NPA の冒頭には、「性別や障害種別にかかわらず、障害のある子ども、若者、成人、そしてその親や家族が、市民・政治・経済・社会・文化活動に参画し、同様の医療・教育・社会サービス、訓練、労働、余暇の機会へのアクセスを享受できるような、インクルーシブな社会の実現により、障害者は受け入れられ、その能力が評価され、多様性と自立性が認められ、人権が保護され、地域社会と国家の生活と発展に積極的に参加できる。」というビジョンが記載されている。

政策名	人権のための行動計画 (National Plan of Action on Human Rights 2013-2015)
施行年	2013 年
概要	法務省 (当時) が実施調整機関。障害者に対する差別や有害な慣行を根絶することを目的に、連邦及び州レベルでの調整委員会の設立を支援し、さまざまな法律や政策決定プロセスにおける障害問題の主流化と、国の開発課題における実施を強化した。

政策名	障害者のための 10 カ年国家行動計画 (NPA)
施行年	2012 年
概要	MOLSA が取りまとめた行動計画で、よりインクルーシブな社会をめざすため、リハビリテーションや教育における機会の平等、技術訓練や就労、全面的な社会参加といった障害者のニーズへの取り組みが明記された。 NPA には (1) 国民の意識啓発、(2) 健康と医療、(3) HIV/エイズと障害者、(4) 教育・訓練、(5) 雇用と就労、(6) 社会的保護、(7) 生活環境、(8) 文化・スポーツ・レクリエーション、(9) 障害のある女性の完全参加、(10) 障害者団体を通じた障害当事者の参加、(11) 研究と情報、(12) 人材育成、(13) 国際協力の 13 の優先課題が定められている。

その他の主な障害者政策は次のとおりである。

政策名	特別支援教育・インクルーシブ教育のためのマスタープラン (A Master Plan for Special Needs Education/Inclusive Education in Ethiopia 2016-2025)
施行年	2016年
概要	<p>2006年と2012年の戦略にもかかわらず、包括的な政策の欠如や、不十分な体制が原因となり、特別支援教育やインクルーシブ教育の実施は満足に行くものではなかった。また、特別支援教育の提供を州政府に義務付ける施行規則も欠如していた。こうした認識を踏まえ、MOEは新たにマスタープランを策定した。</p> <p>本マスタープランでは、従来のエチオピアにおけるインクルーシブ教育の概念を拡大し、障害者にとどまらず、特別な教育ニーズをもつすべての人に必要な教育を提供するという原則が採用された。その一方で、完全な統合教育をめざすことはせず、特別支援学級及び特別支援学校との併存を明記している。</p> <p>本マスタープランが特に注力するのは、(1) 特別支援教育をより重視した教師教育の展開（教員養成と現職教員研修の両方）、(2) 特別支援教員やその他専門家の資格要件、職務階梯、職務内容の定義、(3) 特別支援教員に配慮した給与体系の整備</p> <p>ただし、本マスタープランでは、遊牧民の子ども、ストリートチルドレン、孤児、児童労働者は対象となっていない。</p>

政策名	特別支援・インクルーシブ教育戦略 (Special Needs/Inclusive Education Strategy)
施行年	2012年
概要	<p>MOEは2006年戦略の実施で得た教訓、教育のダイナミックな性質、エチオピア政府によるCRPD批准を踏まえ、戦略の改訂/更新を行った。</p> <p>本戦略では、特別な教育ニーズのあるすべての子ども、青少年、成人に質の高い、適切で公平な教育・訓練を提供し、最終的に国の社会経済的発展に参加できるようにするインクルーシブな教育システムを構築することを目的として掲げられた。</p> <p>本戦略では八つの戦略的方向性が定められている。それらは、(1) 教育マネジメント・行政の強化、(2) 特別なニーズをもつすべての子ども、青少年、成人の教育・訓練へのアクセスの向上、(3) 能力強化、(4) インクルーシブ教育カリキュラムの促進、(5) 機能的な支援体制の確立、(6) 関係者間のパートナーシップの強化、(7) 研究、(8) モニタリング・評価、である。</p>

政策名	身体的リハビリテーションのための国家戦略 (National Physical Rehabilitation Strategy of Ethiopia)
施行年	2011 年
概要	MOLSA が策定した包括的な身体的リハビリテーション戦略。障害者の社会包摂に資する、アクセスが容易で、廉価で、効率的で、質が高く、持続可能な身体的リハビリテーションサービスを提供するという目標を掲げている。

政策名	特別支援教育プログラム戦略 (Special Needs Education Program Strategy)
施行年	2006 年
概要	<p>本戦略は MOE により策定された。すべての児童・生徒は学ぶことができるが、その多くは学習や積極的な参加に何らかの形での支援を必要としている可能性があることを強調している。「万人のための教育」を提供するためには、学習を妨げる障壁を特定し、その障壁を減らしたり、取り除いたりすることが必要であるとしている。</p> <p>本戦略では、(1) 教育・訓練政策及び政府が承認した国際原則を実施し、国民の教育を受ける権利を保障、(2) 特別なニーズのある学習者のためのカリキュラム改訂ガイドラインの開発実施、及び学校における支援体制の整備、(3) 特別なニーズのある学習者の技術・職業教育やその他の高等教育機関への参加の促進、(4) 教師教育機関における特別支援教育プログラムの強化、(5) 学校、職業訓練機関、その他の高等教育機関への訓練された人材と適切な教材の供給、を定めている。</p>

政策名	障害者のリハビリテーションのための国家行動計画 (National Programme of Action of Rehabilitation of Persons with Disabilities)
施行年	1999 年
概要	2012年NPA の前段となったMOLSAによる行動計画。政府、NGO、地域社会全体の関与により、生活のあらゆる分野における障害者の完全な参加と機会の平等という目標を推進することを目的として策定された。

2-3. CRPD 批准による対応状況

エチオピア連邦政府は 2007 年 3 月 30 日に CRPD に署名し、2010 年 7 月 7 日に批准している。「CRPD の対応状況に関する政府報告 (以下、「政府報告」)」は 2013 年 1 月 8 日に障害者権利委員会に提出し受理されている。権利委員会からは 2016 年 3 月 24 日に質問事項が提示され、エチオピア連邦政府は 2016 年 7 月 21 日に回答書を提出した。市民団体

からのパラレルレポートは2016年に2報告が提出されている¹¹。そして2016年9月2日に権利委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告期限は、2020年8月7日であったが、まだ提出されていない。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

エチオピア連邦憲法第41条5項により、障害者のために必要なリハビリテーション及び支援サービスを提供するための国の責任が規定されている。この憲法の規定を発効させるために、障害者が使用するためのリハビリ用具や機器の入手・供給を確保するための法律が制定されており、障害者のリハビリテーションを目的とした物品を輸入する組織は、情報通信技術（Information Communication Technology。以下、「ICT」）機器や装置、点字教材、車いすやその他の移動装置、補聴器などの機器にかかる関税を免除されている。

エチオピア連邦政府が2016年に発出した「第2次成長と構造改革計画（Growth and Transformation Plan II。以下、「GTP」）」によると、GTP I（2010/11-2014/15）では、障害者、高齢者、脆弱者が国の政治的・経済的・社会的活動に参加し、平等に利益を得る機会を創出し、国民の社会保障サービスの適用範囲を拡大することが打ち出され、新規に3カ所の身体リハビリテーションセンターが設立された。また、既存7センターの整備・強化も並行して実施された¹²。活動の有効性を高めるためのシステムの構築については、身体リハビリテーションのサービス提供基準、並びにCRPD全国実施調整委員会のガイドラインが作成され、それに基づいて活動が実施された。

GTP II（2015/16-2019/20）では、障害者の社会的・経済的包摂性を高め、補装具・装具支援の恩恵を受けられるようにすることが掲げられ、理学療法などのサービスを受ける国民の数を23万6,191人から61万3,774人まで増やす計画である。

国家計画省が2017年に発表した持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）に関する「自発的国家レビュー¹³（Voluntary National Review。以下、「VNR」）」によると、過去1年半の間、理学療法士によるリハビリテーションサービスは9万9,397人の障害者に提供されており、そのうち7万6,978人が生産活動に従事できている。サービスの内容は、車いす（5,108台）、松葉杖（2万9,724組）、義肢装具（1万3,847個）の提供、松葉杖や義体の修理（1万2,185件）、障害者への理学療法サービス（1万3,274件）、聴覚障害者用のコミュニケーション機器¹⁴（1,074台）と視覚障害者のための白杖（1,623把）、であった。リハビリテーションセンターはアフール州、ソマリア州でも運営が開始され、18カ所となった。GTP IIの期間内にさらに6カ所拡充する予定である。

¹¹ 提出団体と提出時期はそれぞれ The Advocates for Human Rights（2016年7月）と Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children（2016年3月）であった。

¹² 提供されているサービスは、(1) 下肢装具、(2) 下肢装具及び上肢装具の製造、(3) 松葉杖、(4) メンテナンス、(5) 体幹装具、(6) 整形外科用履物、(7) 車いす及びその他の自動車、とある。

¹³ Ethiopia 2017 Voluntary National Review on SDGs

¹⁴ TTY（teletypewriter。文字通信用端末）と考えられる。

自らが地雷被害国の一つであるとの認識に基づき、エチオピアは 2004 年に「対人地雷禁止条約（オタワ条約）」に署名し、「カルタヘナ行動計画（2000 年～2014 年）」の実施に深く関与している。地雷被害者は社会経済的、政治的参加において平等に扱われており、政府は、身体的リハビリテーションや CBR などにより支援している。

HIV/エイズ対応を強化するための 5 カ年戦略計画には、障害、ユニバーサルアクセス、抗 HIV/エイズサービス、点字によるピア・ツー・ピア教育に関する研修資料の作成と障害者協会連盟を通じての回覧、HIV と障害に関するパンフレットの作成・回覧などが盛り込まれている。さらに、63 人の聴覚障害者を対象に、HIV/エイズの予防・管理の文脈で権利擁護活動を行うための TOT 研修を実施した。連邦各州では 400 人近くの障害者が無償の医療提供を受けた。

② 教育

エチオピア連邦政府は、初等教育（1～8年生）における特別なニーズのある児童の総就学率を 4.4%（2014/15年）から 15%（2019/20年）に引き上げる予定である。

政府は、障害者の高等教育及び技術・職業訓練の草案をさらに推進するため、「高等教育に関する布告（the higher education proclamation）」と「技術・職業訓練に関する法律草案（the technical and vocational training draft legislation）」の二つの重要な法律に障害者特有の規定を盛り込んでいる。

障害のある子どもたちは、インクルーシブな環境で授業を受けている。インクルーシブ教育・訓練に関する全国協議会が設置され、インクルーシブ教育政策と特別支援教育戦略を全国的に推進している。同協議会には、すべての障害者団体が参加しており、戦略と実施指令の策定過程にも関与している。2013年時点で約 6万 789 人の障害のある生徒が初等教育あるいは中等教育に在籍しており、ほとんどの生徒がインクルーシブ教育プログラムの下で授業を受けている。

聴覚障害者や視覚障害者のための特別支援学校も存在しているが、本人の意思に反して特別支援学校への入学を強制されることはない。一部の視覚障害者のための特別支援学校は、近隣の学校に通う視覚障害者が利用するためのリソースセンターに生まれ変わっている。他方、聴覚障害者のための特別支援については、全国ろう協会が国内でのインクルーシブ教育の実施を懸念している¹⁵こともあり、リソースセンターや普通の学校への転換はまだ行われていない。連邦政府としては、すぐに完全なインクルージョンを実現することは不可能と認識しており、よりよい教育環境づくりのために奮闘しながら、インクルージョンに向けて努力するとしている。

¹⁵手話に熟練した教師がいない環境では、質の高い教育を受けることができないこと、一様に同じような教育ニーズがあるわけではないこと、インクルーシブ教育の効果的な提供をサポートする手話訓練センターや機関が存在していないこと、聴覚障害児の入学を拒否する学校がまだ存在すること、聴覚障害児の教育方法も未発達であること、など。

インクルーシブ教育の実施に伴う課題を最小限に抑えるための準備と努力は、すでに始まっており、さまざまな教員養成機関が手話や点字に関する研修コースを提供している。また、教員養成課程では、障害のある生徒を通常学級で支援できるように、特別支援教育の共通科目を履修することが義務付けられている。また、教育省は点字教科書の準備を進めているほか、高校生を対象とした遠隔授業では手話が採用した。教育年報に障害を特集して意識啓発を行い、8,000人の参加者を対象に、障害のある子どもの権利や特別支援教育のあり方について教育するためのさまざまなセミナーが開催された。また約9,000人の学校長、教員、専門家、保護者に対しインクルーシブ教育と障害のある子どもの権利についてのオリエンテーションを実施した。

一方、こうした政府報告に謳われたエチオピア連邦政府の取り組みにもかかわらず、包括的な政策の欠如や、不十分な体制が原因となり、特別支援教育やインクルーシブ教育の実施は思うように進まなかったため、2016年に新たなマスタープラン（*A Master Plan for Special Needs Education/Inclusive Education in Ethiopia 2016-2025*）が策定された。本マスタープランでは、従来のエチオピアにおけるインクルーシブ教育の概念を拡大し、障害者にとどまらず、特別な教育ニーズをもつすべての人に必要な教育を提供するという原則が採用された。その一方で、完全な統合教育をめざすことはせず、特別支援学級及び特別支援学校との併存を明記している。

最新の教育統計（*Education Statistics Annual Abstract 2009 E.C. (2016/17)*）によると、就学前教育では、点字の読み書き、視覚障害者の読み書き、聴覚障害者のための手話、知的障害者のためのさまざまな生活スキルなど、初等教育や将来の生活に重要なスキルを学ぶ。就学前教育に在籍する特別なニーズのある子どもは7,689人であり、うち60%が男児である。総就学率は0.7%（人口の15%が障害者と推計）である。

初等教育（1～8学年）に在籍する特別なニーズのある児童数は21万9,039人（男子55%）で、うち15万736人が第一サイクル（1～4学年）に、6万8,303人が第二サイクル（5～8年生）に在籍している。これは多くの特別なニーズのある児童が進級できておらず、中退率と留年率が非常に高いことを示唆している。初等教育で最も多く報告されている障害は、部分的な学習障害である。第5次教育セクター開発プログラム（*Education Sector Development Programme V*。以下、「ESDP V」）では、2016/2017年度の特別なニーズのある児童の総就学率目標を32%と設定していたが、実際には7.8%に留まった。初等教員のうち、特別支援教育の資格（学位資格）を持っているのはわずか1%（3,225人）に過ぎない。

中等教育（9～12学年）に在籍する特別なニーズのある生徒数は2万8,776人（男子56%）であるが、ソマリ州やアファール州など一部の地域のデータが欠如しているため、実際にはこの数字を上回ることが予想される。中等教育で報告されている最も一般的な障害は視覚障害であり、特別なニーズのある生徒の24%が該当する。ESDP Vでは、2016/2017年度の特別なニーズのある生徒の総就学率目標を22%と設定していたが、実際には2.3%（前年は1.5%）に留まった。

高等教育に関して、教育省は指令を発出し、大学入学試験を受ける障害のある学生に対する積極的是正措置を規定している。障害のある学生がさまざまな不利を受けることを勘案し、他の障害のない学生よりも合格点を低く設定している。視覚障害のある女子生徒に対しては、十分な教材を手に入れることができないという不利な状況を補うために、さらに合格点を低く設定している。こうした措置により、視覚障害のある学生の多くが大学に入学し、卒業して就職することが可能になった。

③ ジェンダーと障害

エチオピア連邦憲法では、すべての人が法の前に平等であることが認められており、性別を含むいかなる形態の差別も禁止されている。障害のある女性に対する不平等があることは理解されているが、公式に認定する法律は作られていない。しかし、憲法は、第 35 条 3 項において、歴史的なジェンダーの不平等について、「エチオピアで女性が被ってきた不平等と差別の歴史的遺産を考慮し、女性は積極的是正措置を受ける権利がある」と明示的に言及している。

障害のある女性のエンパワメントについては、女性子ども青少年省の教育・訓練マニュアルでは、基本的な要件を満たしていれば障害のある女性を優先的に支援すると規定している。同省は、障害のある女性のためだけに、HIV/エイズとリプロダクティブ・ヘルスに関するラジオ番組を 30 週 30 分にわたって制作した。また、同省の活動において障害の主流化を促進するため、同省職員は、障害のある女性の権利に関する研修を受講している。

さまざまな障害のある 60 人の参加者を対象に、ライフスキル、プロジェクトの設計と運営、HIV/エイズについてのワークショップが開催された際にも、障害のある女性が 10 名含まれていた。また視覚障害のある参加者（12 人）のために、4 種類のマニュアルが点字化された。

④ 訓練・雇用、就労支援

エチオピア連邦憲法第 41 条 1 項は、「すべてのエチオピア人は、国内のどこにいても、自由に経済活動に従事し、好きなように生計を立てる権利を有する」と規定している。また、同条第 6 項では、「エチオピア連邦政府は、失業者や貧困層の雇用機会を拡大することを目的とした政策を実施し、それに応じて、プログラムや公共事業を実施しなければならない」と規定している。また、同 7 項では、「エチオピア連邦政府は、すべての国民が有為な雇用を得る機会を増やすために必要なすべての措置を講じなければならない」と規定している。同一労働同一賃金の原則は、第 42 条で保障されている。エチオピア連邦政府は、これらの憲法上の障害者の権利の実現に向けて、障害者の雇用権の促進に大きく寄与する立法上及び実務上の措置を特に以下の分野において講じてきた。

- ・ 障害に基づく差別の禁止
- ・ 均等な機会と均等な報酬を受ける権利の保護

- ・ 自営業や起業機会の促進
- ・ 公共部門及び民間部門での雇用
- ・ 合理的配慮の提供と積極的是正措置

しかしながら、すべての教育・訓練分野が障害者に開放されているわけではない。公的な制限や、雇用を受ける権利に対する差別はないが、就労できる障害者の数は限られており、産業・分野によっては雇用機会が十分でないのが現状である。現段階では、政府が障害者の主要な雇用者であり、民間企業での雇用は限られている。国民のほとんどが自給自足の農業で生計を立てているが、障害のある農業従事者はほとんどいない。

特に重要なのは、「障害者の雇用権に関する公布」「連邦公務員に関する公布(No.515/2007)」「付加価値税規則(No.79/1995)」の三つである。「障害者の雇用権に関する公布」は、障害に基づくあらゆる差別を公式に禁止し、反差別的法としての役割を果たすだけでなく、合理的配慮という考え方を導入し、雇用者に立証責任を負わせることで、差別裁判における証拠規定を障害者に有利なものに修正した。雇用法は、公的部門と民間部門の両方に適用される。この法律の実効性を高めるために、労働社会問題省は指令を発出し、関係者に回覧している。

また、障害者雇用の促進のため、積極的是正措置と合理的配慮を確保するための措置がとられている。「連邦公務員に関する公布」第13条では、その第1項において、「求職者や公務員が欠員を埋める際に、その民族的出自、性別、宗教、政治的見解、障害、HIV/エイズまたはその他の理由で差別をしてはならない」と規定し、第2項で要件を満たし成績優秀な者が採用されることを述べたうえで、第3項では「本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、採用、昇進及び配置の優先順位は以下の者に与えられなければならない」と規定し、障害者に有利な積極的是正措置を導入している。

- 女性候補者
- 障害者の候補者
- 他の候補者と同等の成績を収めた、官公庁の代表者の数が比較的少ない州出身の者

「付加価値税規則」には、障害者雇用に関する規定も含まれており、障害者が従業員の60%以上を占める場合、雇用者は減税特権を享受することができる。

憲法が権利の平等を保障しているのに対し、雇用法第5条は、障害者に対する差別を明示的に禁止している。障害者の権利をより確実に保護するために、エチオピア・オンブズマン機関は、障害者の声を聞き、調査を行うためのフリーダイアルを開設した。また、障害者事件の調査報告書は、点字や冊子で出版されている。障害のある職員3名（聴覚障害者、盲目障害者、身体障害者）が、障害を理由に差別を受けたとして行政裁判所に提訴した事例について、裁判所は事案を審査し、是正措置を講じた¹⁶。国民、特に連邦・州政府職員のため

¹⁶ 3件のうち2件は、行政裁判所が申請者に有利な判決を下し、降格と解雇の判断は修正された。3件目では、裁判所

に、国家公務員省は労働社会問題省と協力して、雇用権法に関するワークショップを4回開催し、障害者が活躍できる環境づくりに貢献した。

また、雇用権法では、雇用における平等を確保するための合理的配慮についても規定している。特に公共部門では、視覚障害のある職員の多くのために、オフィスでの代読者 (readers) や介助者が雇用されており、政府がその給与を支払っている。また、送迎サービスが提供されている場合もあり、科学情報省では、視覚障害者3人と身体障害者2人の職員に車を割り当て、彼/彼女らのオフィスへの送迎を行っている。中央統計局では聴覚障害者のための手話通訳が雇用されている。また、他の議員と同様に公務を遂行できるように、下院議員には助手が割り当てられ、雇用されている。盲目の教師を不当な評価や解雇から守るために、教育省は少なくとも一部の学校で、障害者に相応しい評価基準を使用することを求めている。

「慈善団体及び市民団体に関する布告 (Charities and Societies Proclamation No.621/2009)」が2009年に改正され、管理費の割合が厳格に定められたが、被雇用者が障害者である場合には、給与は管理費ではなく事業費として認められることとなった。手話通訳者や視覚障害者、盲ろう者の介助者などの給与にも同様である。こうした措置により、障害者及びその介助者の配置を奨励し、慈善団体や市民団体における障害者の雇用を促進している。州政府各局は、障害者の経済的エンパワメントという観点から、さまざまな零細・中小企業に障害者を従事させており、起業資金、市場、融資サービスを提供した。

公共サービス・人材開発省によると、2016年7月時点で、国内で雇用されている障害者は4,339名で、その内訳は、聴覚障害者192名(男性137名、女性55名)、言語障害者76名(男性56名、女性20名)、視覚障害者614名(男性422名、女性192名)、車いすや松葉杖を使用する身体障害者1,912名(男性1,358名、女性554名)、その他の障害者1,545名(男性921名、女性633名)である。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

VNRによると、社会保障の対象は拡大し、高齢者や障害者などの社会的弱者を含むようになった。働くことができない人へのセーフティネットとして5年間の計画が策定されており、2015/16年度から2019/20年度の間の受給者数は農村部で11万3,676人、都市部で11万5,120人の合計122万8,796人に達すると考えられている。高齢者、障害者、最も脆弱な者の数は、2020年までにおよそ88万6,000人に上ると推定されており、これらの人々はすべて無条件で現金・食料の給付を受ける資格がある。

セーフティネット・プログラムと並行して、社会保護サービスが提供されてきた。2015/16年には58万4,849人、2016/17年の上半期には19万6,801人、合計で78万1,650人(女性が51%)が社会保護サービスにより、マネジメント及びカウンセリング、技能訓練、資材・装備・用具、資金的支援などを受けていた。受益者には7万8,739人の障害者が含まれる。

アディスアベバ市は、リハビリテーションセンターで訓練を受け、社会で自立した生活を

は障害に基づく差別はなかったと判断し、申請を棄却した。

送れるようになった障害者に経済的支援を提供しており、2010年には258人が車いす、補装具、義肢装具を購入するために89万1,906ブル（およそ458万円¹⁷）を受給した。

また、政府報告によると、エチオピア連邦政府は、ハンセン病患者の住宅問題の解決に向けた取り組みの一環として、7つの町で386世帯に土地の無償提供を行ったり、ハンセン病患者約361人による協同組合の設立を支援した。ほかにも、さまざまな障害のある2,912人が、就労に向けた経済的・技術的な支援を受けたり、2011～2012年には約350人の障害者が、起業のための訓練を受けた。重度の障害のため就労困難な約1,135人に対し、月々の生活費として合計52万1,156ブル（およそ268万円）を支給している。南部諸民族州の女性160人、男性310人に対して、所得創出活動や小規模ビジネスをスタートするための財政支援も行われた。アディスアベバ市では商業目的での政府住宅の賃貸が禁止となったが、商業目的で政府住宅を借りた障害者は、その恩恵を失わず、収入手段として利用することが特例で認められている。

また、2011年に施行された社会保障に関する布告では、遺族給付の受給において、障害を持つ若者に特別な権利を付与しており、通常18歳未満の両親が死亡した場合の遺族給付を21歳まで延長している。こうした社会保護サービスの拡大に向けた取り組みで、3万8,464人の障害者を支援できた。

障害者権利委員会は、総括所見において、エチオピアがサハラ以南アフリカで2番目の大規模なセーフティネット・プログラムを有しているにもかかわらず、障害者の95%が困窮しており、障害者のみを対象とした、障害関連費用を対象とするプログラムがないことへの懸念を示している。また、障害のアセスメントが医学的アプローチに基づいていること、社会保護給付を受給している障害者のいる世帯数に関するデータがないことにも懸念を示している。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

障害者のためのバリアフリーな環境づくりに向け、議会法に続き、閣僚会議と都市整備建設省も2011年に規則（regulation）と指令（directive）を発出した。

建築に関する布告の36条には、身体障害者のための設計と建築について、次のように規定している。

- ・ 公共の建物には、車いすを使用しなければならない者、歩くことはできるが段差を越えることができない者を含め、身体障害者が使用するのに適したアクセス手段を設けなければならない（36条1項）
- ・ 建物内にトイレ施設が必要な場合は、身体障害者が使用するのに適した適切な数のトイレ施設を設け、身体障害者が利用できるようにしなければならない（36条2項）

¹⁷ 1ブル=5.138円（JICA2010年12月統制レート）による。

また、公布で定められた一般的な基準を実施するために、閣僚会議から規則も発行されており、同規則の第 28 条 2 項では、カテゴリ C の建築物の設計は、障害者が利用しやすい階段、駐車場、トイレへの適切なアクセスを持たなければならないと規定している。また、第 33 条 3 項では、昇降機は障害者を含むすべての利用者に適したものでなければならないと規定している。さらに、第 34 条では、公共の建物が障害者のために備えるべき必須の設備を定めている。MUDC 指令 (No.5/2011) では、アクセシビリティ (物理的及び情報) を扱っており、第 33 条では、障害者に優しい建物のあり方が包括的かつ具体的に定められている。同指令には、あらゆる建物の内部設備に関する具体的な基準が含まれている。

このように、バリアフリーな環境づくりについての法規則やガイドラインはすでに整備されているが、その実施には課題が残る。このため、エチオピア連邦政府は、これらの厳格な実施に向けて、さらに注力していかなければならないと考えている。

・ 防災

2013 年 6 月に発出された「災害リスク管理に関する国の政策・戦略 (National Policy and Strategy on Disaster Risk Management)」には、「女性、子ども、高齢者、障害者、HIV 感染者/エイズ患者は、災害に対して最も脆弱であるが、現在の防災システムでは、十分な注意が払われているとは言えない。(中略)したがって、災害リスク管理は、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV 感染者/エイズ患者、その他の社会的・環境的な横断的な問題に特に注意を払わなければならない」という記述がある。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績 (国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等)

日本政府 ¹⁸	<p>【研修員受け入れ】</p> <p>実績なし</p> <p>【無償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェシヤ財団障害児支援センターに対する障害児用中古車椅子¹⁹供与計画 (日本 NGO 連携無償) (2017 年度) ・ デシエ市のチェシヤ財団障害児支援センターに対する障害児用中古車椅子供与計画 (日本 NGO 連携無償) (2015 年度) ・ ジマ市のチェシヤ財団障害者支援センターに対する障害児用中古車椅子供与計画 (日本 NGO 連携無償) (2013 年度) ・ アムハラ州中学校建設計画 (コミュニティ開発無償案件) (2011 年度) ・ バハルダール市のチェシヤ財団障害児支援センターに対する障害児用中古車椅子供与計画 (日本 NGO 連携無償) (2011 年度)
--------------------	--

¹⁸ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

¹⁹ 案件名の原文表記を尊重し、「車いす」ではなく「車椅子」としている。

<p>他ドナー</p>	<p>【国際機関】</p> <p><u>世界銀行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Disability Inclusive Education in Africa Program (2017～2019) ・ Inclusive Education Initiative (2019～) <p><u>European Union</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Bridging the Gap I & II (2017～) <p><u>国際労働機関 (International Labour Organization: ILO)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Promoting Social Inclusion of Persons with Disabilities in Ethiopia (2015～2019) ・ Promoting the Employability and Employment of People with Disability through Effective Legislation (PEPDEL) ・ Promoting Decent Work for Persons with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service (INCLUDE) (2008～2011) <p><u>国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。以下、「UNESCO」)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTs for Visually Impaired (2003～) <p>国連開発計画 (United Nations Development Programme : UNDP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Support to African Development Forum II (2015～2019) <p>【二国間援助機関】</p> <p><u>フィンランド外務省</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Special Needs Education/Inclusive Education Programme (2008～2012) <p><u>米国国際開発庁 (United States Agency for International Development: USAID)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Reading for Ethiopia's Achievement Developed Technical Assistance (READ-TA) (2012～2017) <p>【国際 NGO】</p> <p><u>Christian Blind Mission</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Rehabilitation and Prevention Initiative Against Disability (RAPID) (2005～2015) <p><u>Light for the World</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Early Childhood Development ・ Eye Care for Rural Ethiopia ・ Employment for Youth with Disabilities ・ Quality of Life for People with Disabilities <p><u>Save the Children Norway</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Access to Protection, Education and Health for Children with Disabilities and Other Vulnerable Children in North Gondar Zone (2005～2014)
-------------	---

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション／インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況²⁰

エチオピア連邦政府は、障害者のハビリテーション／リハビリテーション戦略として、CBRを推進している。国家行動計画も同戦略の重要性を認識しており、広範囲にわたる権利擁護活動と意識向上活動が行われている。地域に根ざした取り組みを支援できるように、リハビリテーションセンターは全国分散して配置されており、リハビリテーションサービスに従事する専門家やスタッフの訓練が行われている。現在、義肢装具、補装具、理学療法、作業療法の分野に大きなニーズがあり、専門人材の需要が高いことが判明している。

政府報告によると、エチオピア連邦政府は専門家の配置を確保するための措置を講じており、2011～2012年の間に、理学療法、整形外科、義肢装具の分野で97名の学生が大学に入学している²¹。これらの学生のうち69名がディプロマレベルの訓練を受けており、残りは学士号を取得する見込みである。訓練を終えた卒業生は、各州の関連分野のリハビリテーションセンターに配置される。

他方、障害者権利委員会は、総括所見において、ハビリテーション／リハビリテーションプログラムがすべての障害者を対象としておらず、また同プログラム及び支援機器の設計に障害者団体が参加していないことにも懸念を抱いている。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況²²

エチオピア連邦政府は2020年11月2日にマラケシュ条約を批准した。条約の発効は2021年2月2日である。

情報通信技術省が世界銀行と共同で実施したプロジェクトでは、障害者が利用できるICTセンターが6カ所設置された。センターで無償実施された研修を通じ、多くの障害者が正規及び非正規の雇用市場での競争力を高める機会を得ている。ICTセンターは、JAWS（Job Access with Speech）のような適応技術へのアクセスに貢献しており、視覚障害者の教育や雇用を促進している。

地域におけるICTへのアクセス機会を拡大するための政府の取り組みの一環として、ハードウェアとソフトウェアに関する高度な技術訓練が開催され、15人の障害者が受講した。同様に女性子ども青少年省は、自らが主催した研修において、研修マニュアルのうち4種を視覚障害者のために点字化した。文化観光省では、観光に関する資料を音声・映像で作成して配布している。

²⁰ 政府報告を基に記載。

²¹ 政府報告には大学名の記載はないが、2002年頃、オランダの支援により、アムハラ州のゴンダール大学に最初の理学療法学部が設立されたとの情報がある。http://africa-rikai.net/letters/ethiopia_medicine.html（参照 2020-12-25）

²² 政府報告を基に記載。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ロイター通信²³によれば、エチオピアでは2021年1月19日時点で新型コロナウイルス感染者累計は13万1,546名、死者は2,033名である。

本調査では、オンラインでアンケート・インタビュー調査を実施したものの、回答期限内に障害当事者団体、障害者支援団体からは回答が得られなかった。そのため、オンライン文献調査から得た情報を基に、以下のとおりコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

国連人口基金（United Nations Population Fund。以下、「UNFPA」）の報告書²⁴によると、障害者は、コロナ禍で置き去りにされており、新型コロナウイルス感染者を特定するため都市部で実施されている戸別の体温チェックの対象から外れているほか、障害者を支援するNGOの宿泊施設も体温チェックの対象からは除外されているとのことである。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

UNFPAによると、以前より障害者は医療施設へのアクセスに困難を感じていたが、コロナ禍により体温検査が義務化され、病院の外で長い行列ができるようになったことで、状況はさらに悪化したと感じている。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

UNFPAによると、学校や大学は障害のある若者が日常的に社会的活動を行うことのできる場であった。これらの教育機関の閉鎖により、仲間と触れ合う機会がなくなり、大きなストレスを感じたり、睡眠時間の増加や食欲の減退などのうつ症状を経験する例も報告されている。また、コロナ禍で閉鎖された高校や大学進学課程の授業はラジオではなくテレビで、大学教育はテレグラム（Telegram）で遠隔配信されたため、アクセスが困難な若者も多く見られた。自宅にテレビがあったとしても、授業はすべて英語で行われているため、内容に沿った質問ができない場合には理解が困難であることが多かった。さらに、視覚的なインタラクション（visual interaction）に依存した内容も含まれており、視覚障害者にとって大きな課題となった。例外的に、南部諸民族州のアワサでは、市教育局が授業を録音したメモリーカードを配布し、携帯電話での聴講を可能としていたことが報告されている。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

UNFPAによると、視覚障害者や車いす利用者にとって、街中を移動したり道路を横断したりするには地域住民から支援を受けるのが一般的であったが、他者との接近や接触（車いすなど）による新型コロナウイルスへの感染を恐れ、彼/彼女らを助けようとする人は減

²³ <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/ethiopia/>（参照 2021-01-19）

²⁴ UNFPA (2020) Experiences of vulnerable urban youth under covid-19: the case of youth with disabilities, https://ethiopia.unfpa.org/sites/default/files/resource-pdf/unfpa_youth_with_disabilities_.pdf（参照 2020-12-24）

っている。また、政府から乗車率を制限するよう指導があったにもかかわらず、公共交通機関は混雑しており、また多くの人がマスクを着用していないため、安全だと感じられない。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

UNFPAによると、体重測定や靴磨きをして路上で生計を立てていた障害者もいたが、コロナ禍で当局が路上営業を禁じたこともあり、収入が大幅に減少したり、完全に職を失った者も多い。経済的な生存と新型コロナウイルスから身を守ることの板挟みに葛藤する者も多い。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

UNFPAによると、一般的には、テレビ、携帯電話のFMラジオ、そして場合によっては（特に男性は）インターネットを通じて、新型コロナウイルスの感染と予防メカニズムに関する情報にアクセスできている。学校や仕事のために都市部に移住してきた障害のある若者には、農村部の親戚にコロナウイルスに関する情報を伝えていると報告している者もいた。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

障害関連協会は7団体あり、エチオピア障害者協会連盟（Federation of Ethiopia Associations of Persons with Disability：FEAPD）を形成している²⁵。連盟は、総会（60名）、理事会（12名）、及び事務局で構成されており、総会と理事会には、各障害関連協会の代表に加え、連邦・州政府代表者が参加している。

団体名	概要
エチオピア全国盲人協会（Ethiopian National Association of the Blind：ENAB） https://ethionab.org/	1960年設立。視覚障害者の普遍的な人権の尊重、機会の平等、完全な参加を推進することを主な目的とするエチオピアで最初の障害者協会。1万2,000人以上の正会員をもち、5州、2行政都市に32の支部がある。また、1975年から南部諸民族州とオロミア州で全寮制の小学校を運営している。
エチオピア全国ろう協会（Ethiopian National Association of the Deaf：ENAD）	1963年設立。聴覚障害者の教育や就労、手話への平等なアクセス、及び文化活動への参加のために活動を実施している。全国に24の支部がある。
エチオピア全国知的障害者協会（Fikir Ethiopian National Association on Persons with Intellectual Disabilities：FENAID） https://www.facebook.com/FENAIDEthiopia/	1994年設立。知的障害者のため、意識啓発、児童・青少年の法的保護、保育所の設置、技能訓練、中等度・軽度の児童・青少年のための機能とリテラシー等の活動を実施している。
エチオピア障害者女性全国協会（Ethiopian Women with Disability National Association：EWDNA）	障害のある女性や女兒に対する社会的差別と闘い、平等な権利を実現するため、リハビリテーション及び教育・技能訓練の提供、移動・アクセシビリティ、リプロダクティブ・ヘルス、HIV/エイズ教育の促進、より幅広い社会参加のための活動を実施している。6州（ティグライ州、アムハラ州、南部諸民族州、オロミア州、ディレダワ市、ハラール州）で1,150名以上の障害のある女性が会員となっている。

²⁵ Ethiopian Federation of Persons with Disability から改称。 <https://www.fenapd.org/site/about.php>（参照 2020-12-07）

<p>エチオピア全国ハンセン病患者協会 (Ethiopian National Association of Persons Affected by Leprosy: ENAPAL) http://www.enapal.org/home</p>	<p>1996年設立。エチオピアのハンセン病関連の問題に取り組むことを目的とし、ハンセン病患者のリハビリテーション、障害予防、能力開発、教育、スティグマの軽減、時には干ばつへの緊急対応や準備といった活動を実施している。</p>
<p>エチオピア全国盲ろう者協会 (Ethiopian National Association of the Deaf-Blind : ENADB) http://deafblindinethiopia.blogspot.com/p/about-us.html</p>	<p>2006年設立。盲ろうについての意識啓発や、代替コミュニケーション技術の使用促進、盲ろう者へのサービス・施設の改善促進等により、盲ろう者とその家族が自立した生活を送れるようエンパワメントし、社会への完全な包摂・参加を保障することを目的とする。</p>
<p>エチオピア全国身体障害者発達協会 (Ethiopian National Development Association of Persons with Physical Disabilities: ENDAPPD) https://www.facebook.com/ENAPPD/</p>	<p>エチオピアの身体障害者のための団体²⁶。</p>

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
<p>Ethiopian National Disability Action Network (ENDAN) https://endanethiopia.org/</p>	<p>2004年設立。エチオピアで障害者活動を行っている25団体が加盟する最大規模のコンソーシアム。経験共有ワークショップ、関係者間の情報交換、能力開発研修、障害者の社会的包摂の促進のための少額資金の提供などにより、会員組織の能力を高め、障害分野の情報格差を解消することをめざしている。</p>
<p>Adaptive Technology Center for the Blind http://www3.sympatico.ca/tamru/</p>	<p>2000年設立。エチオピアの視覚障害者の情報アクセシビリティの向上を目的に掲げ、適応技術を用いたICT研修や、コンピュータによる点字印刷プロジェクト等に積極的に取り組んでいる。2003年からはUNESCOの支援を得ている。</p>

²⁶ Facebook の情報は頻繁に更新されているがアムハラ語のみのため、情報収集が困難であった。

<p>Help for Persons with Disabilities Organization (HPDO) https://www.hpdoethiopia.org</p>	<p>2000 年設立。特別なニーズ教育及びインクルーシブ教育に専門性があり、障害のある児童・生徒の教育機会の促進をめざしている。これらの介入を実施し、障害者の基本的なニーズに対応するための戦略として CBR を採用している。また、適応 ICT 技術を用いたアクセシビリティの改善、HIV/エイズ、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画等にも着手している。活動地域はアディスアベバ市、アムハラ州、オロミア州。</p>
<p>Information and Development for Persons with Disabilities Association (IDPDA) https://www.idpda.org</p>	<p>2002 年設立。障害者のアクセスと主流化の促進、及び HIV/エイズや ICT 対応に関する活動を実施している。活動地域はアディスアベバ市と南部諸民族州。</p>
<p>Nia Foundation https://www.ethioautism.org</p>	<p>2002 年設立。傘下の自閉症の子供たちのための Joy center for children with Autism は、自閉症及び関連障害に関する東アフリカでも先駆的な組織。教育、保健、CBR、職業訓練、経済的エンパワメント等の活動を実施している。活動地域はアディスアベバ市。</p>
<p>Ethiopian Center on Disability and Development (ECCD) https://www.ecdd-ethiopia.org/</p>	<p>2005 年 12 月に設立された団体で、42 名の常勤職員（半数近くが障害者）を擁する。ティグライ州のメケレと南部諸民族州のアワサに支部があるほか、アファール州、ソマリア州、オロミア州には地域障害者アドバイザーを配置している。優先活動分野として、(1) 障害者の権利、(2) インクルーシブな医療サービス、(3) インクルーシブ教育、(4) インクルーシブな生活、(5) 社会的包摂と社会的保護、(6) インクルーシブな人道支援及び緊急対応の 6 分野が挙げられている。USAID や UNFPA、ILO に加え、米国、フィンランドなどの数々の国際 NGO からの支援を得ている。</p>

4. 参考資料

- Central Statistical Authority, FDRE (2010) *Population and Housing Census 2007 Report*
- Federal Democratic Republic of Ethiopia (FDRE) (2013) *Initial reports of States parties due in 2012 Ethiopia* (CRPD/C/ETH/1)
- Federal Democratic Republic of Ethiopia (FDRE) (2016) *Growth and Transformation Plan II (GTP II)(2015/16-2019/20)*
- FDRE (2013) *National Policy and Strategy on Disaster Risk Management*
- National Planning Commission, FDRE (2017) *Ethiopia 2017 Voluntary National Review on SDGs*
- Ministry of Education, FDRE (2017) *Education Statistics Annual Abstract 2009 E.C. (2016/17)*
- Ministry of Education, FDRE (2016) *A Master Plan for Special Needs Education/Inclusive Education in Ethiopia 2016-2025*
- Ministry of Finance, FDRE and UNICEF Ethiopia (2019) *National Situation Analysis of Children and Women in Ethiopia*
- OECD (2019) *Financing Social Protection in Ethiopia: A Long-term Perspective*, OECD Development Policy Papers February 2019 – No.15
- UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2016) *Concluding observations on the initial report of Ethiopia* (CRPD/C/ETH/CO/1)
- UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2016) *Replies of Ethiopia to the list of issues* (CRPD/C/ETH/Q/1/Add.1)
- UNFPA (2020) *Experiences of vulnerable urban youth under covid-19: the case of youth with disabilities*

<ウェブ情報>

- 内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>
(参照 2020-12-07)
- JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
(参照 2020-12-07)